

人間の尊厳を求めて —「渋染一揆」から学ぶ—

○ 「人間の尊厳」とは？

「尊厳」とは、「大切に（かけがえがなく）、重々しいもの」という意味です。

そして、「人間の尊厳」とは、「一人の人間の存在を尊いものとして尊重すること」、「その人が人として生き、存在していることをかけがえのない価値として大切にすること」ということです。他と分け隔てられることなく、人間らしく、幸せに生きることが、「人間の尊厳」だと言えます。

江戸時代末期に、この「人間の尊厳」を守った闘いが現在の岡山県でありました。この闘いは「渋染一揆」と呼ばれています。

1 戦国時代、安土桃山時代の差別されていた人々

応仁の乱を経て、室町時代も後半になると、民衆が支配者に対して抵抗したり、武力さえあればだれもが支配者になることができたりする下克上の状況が広がりました。この時代を「戦国時代」といいます。

このように戦いに明け暮れていた世の中でしたから、支配者にとって、もっとも大切なものは武器でした。中でも皮革製品がたくさん必要でした。特に、鎧・兜・馬の鞍・鉄砲の玉を入れる玉入れ袋など、皮革製品は絶対になくてはならない物でした。そんなことから、戦国大名は、皮革製造をする人たちを保護し、だれでもが、皮革製造をすることができないように特別の存在として職業を固定していきました。

織田信長が果たせなかった全国統一を実現したのが豊臣秀吉です。秀吉は尾張（現在の愛知県）の百姓の子で、信長に仕えて出世し、全国統一を果たしました。秀吉は天下を握ると民衆に対してさまざまな圧迫と統制を加え始めました。「検地」と「刀狩」がその代表的な政策です。それまでの人の動きは比較的自由に、自然条件などの理由からその土地に住むことはあっても、その土地にしばられるということはありませんでした。ところが、豊臣秀吉は「検地」を実施し、百姓を土地にしばりつけ、「刀狩」を行うことで、百姓から武器を取り上げ一揆などの反乱を防ぎました。秀吉は、「刀狩」と「検地」を徹底して行うことによって、武士と百姓の身分を区別する兵農分離を進め、その後の身分制に基づく社会の土台をつくりました。この時代、政権を安定させ、民衆を支配するためには武力のほかに身分制度がどうしても必要だったのです。

では、河原者と呼ばれ差別されてきた人々はどのようなようになったのでしょうか。多くの差別されてきた人々は、皮革製造という熟練した技術をもった人たちでしたので、支配者（大名）たちから保護されたという一面もありましたが、鎌倉・室町時代から続く、「キヨメ」に関わり、死牛馬の「ケガレ」に触れるという理由からの差別意識は拭われず、差別される立場から逃れることはできませんでした。特に豊臣秀吉による支配のなかで、百姓とは別の肩書きで検地帳に記載され、住む場所も指定されるようになりました。

2 江戸時代

戦国時代が終わって平和になると、江戸幕府は武士と百姓・町人を分ける政策を徹底し、武士と町人を城下町に集め、住ませました。そして、武士が城下町に去ったあとの村の運営は、原則として村の自治に任せられました。例えば、年貢は村全体の量が決まっているだけで、それぞれの家がどれだけ負担するかは、その村が決めました。村は農業に欠かせない水の管理や、共有地の利用方法だけではなく、日常生活にいたるまで細かい決まりをつくって運営されました。

「だれを村の一員とするか」ということも、その村が決めました。同じように町でも、「だれを町の一員として認めるか」は、町が決めました。このように村や町から、その一員であることを認められた者が百姓身分で、町人身分でした。幕府や領主は、それを公認したにすぎませんでした。

村や町に住んでいながら、百姓身分や町人身分ではなかった人々がいました。村や町から一員として認めてもらえず、排除・差別されたためでした。この人たちが、これまで学習してきた死んだ牛馬の解体や皮革製造業に従事していた人々です。

地域によって多少の違いはありますが、芸能に携わっていた人々、警備を担当する人々も排除されました。なかには、医者が排除された地域もありました。このように江戸時代には、いろいろな人々が社会から排除・差別されていました。

江戸時代の差別の特徴は、幕府や藩の「制度に基づく差別」だったということです。差別された人々は、江戸時代になるとほかの人々とより区別する政策がとられるようになりました。江戸幕府は、キリシタンを一掃するため、全国の寺院に宗門人別改帳の作成を命じ、民衆一人一人をどこかの寺に所属させ、身分を登録して江戸時代の戸籍をつくりました。その結果、百姓や町人が遠くへ移動しても新しい場所へもとの身分がついて回りました。差別されていた人々も身分をここにはっきり記載され、差別はどこまでも人々を追いかけるようになりました。差別されていた人々は、深く傷つけられました。

それでも、差別されていた人たちは、様々な仕事を通して人々の生活を支え続けました。農業、皮革製造、太鼓づくり、竹製品の製作販売、薬売り、医者、灯心づくり、砥石づくり、染め物、織物の運送…どれをとっても人々の生活に欠かせない大事なものです。

江戸時代の人々には仕事以外に、例えば、武士には軍役、町人には町役や職人役、百姓に夫役（力仕事）といった役負担が命じられていました。差別されていた人々たちには、行刑役として犯罪人の捜索や逮捕、刑の執行などの役目が命じられていました。これは、「キヨメ」に関わり、「ケガレ」に触れるという理由からの差別意識を幕府や藩が利用したもので、行刑役などに対する民衆の反感とあいまって差別意識はますます増長されました。

18世紀中ごろから商工業が発展し、貨幣を中心とした世の中になりはじまりました。幕府や藩の財政は苦しくなるとともに、豊かな町人などが現れました。士分の身分を買うことができるなど、身分制度、武士の支配が急速に崩れはじまりました。

そこで、幕府や藩は、人々の生活にさらに厳しい制限を加え、身分制度の立て直しを図りました。差別されていた人々たちにも百姓や町人以上に厳しい制限が加えられました。差別されていた人々は、生産面や文化面で人々の生活を支えるという大切な役割を果たすだけでな

く、田の水番や害獣から農作物や木々を守る山番、犯罪から村を守る役などの「キヨメ」の役にも従事しました。そこに、厳しい制限が加えられました。厳しい制限は、他との分け隔てを強め、人間らしく幸せに生きることを踏みにじるものでした。

3 渋染一揆

『禁服訟嘆難訴記』、これは江戸時代も終わりを迎えようとする頃、現在の岡山県の差別されていた人々が書いた文章です。冒頭に「人は死んでも名前を天下に残す」と書かれています。この文章は、いったいどのようなことを書いているのでしょうか。

(1) 儉約令が出される

江戸時代後期、日本では干ばつや冷害で米などの不作が続いていました。特にひどかったのが、天明の飢きん（1782年～1788年）や天保の飢きん（1835年～1839年）でした。

また、このころになると、外国船が日本付近に出没し、いわゆる“黒船騒ぎ”が起こりました。この騒ぎから、江戸幕府は海の守りや大砲づくりに力を入れはじめ、岡山藩にも、江戸の海や瀬戸内海の警備をするよう指令が来ていました。このようななか、岡山藩も莫大な借金を抱え、藩の政治も行き詰まっていました。そこで、政治改革が行われ、その一環として、安政2（1855）年の暮れ、領民に対して厳しい儉約令が出されました。

この儉約令は、百姓、町人などの身分に対して出されたものです。

- 一、男女とも着るものは木綿にしろ。綿入れは、目立つ染物はいけない。
- 一、髪の上は目立つことをしてはいけない。くし・かんざしなどは、竹・木・銅・真鍮以外は使用してはならない。
- 一、村の祭礼、お祝いや不幸があったときの集まりでの料理は節約しろ。
- 一、雨の日は、みの傘を使いなさい。くり下駄以外はいけない。

さらに、その最後に、差別されていた人々に向けた特別の御触書（別段御触書と言う）がありました。

その内容は、

- 一、衣類は、渋染（茶色）か藍染（濃い青色）に限るが、粗末な木綿の衣類は当分そのまま着てよい。定紋付は持っても着てはならない。
 - 一、雨の日、村の中で下駄を履くのはよいが、村を出るときは下駄を履いてはならない。
 - 一、年貢をすべて納めた家の妻や娘にかぎり、雨傘をさしてもよい。
 - 一、身分をわきまえて儉約に励み、年貢をたくさん納めるように。
- 差別されていた人々の服装や履物などを制限する差別的な法令だったのです。**

このように、服装や持ち物などを制限したのは、差別されていた人々が一目で分かるようにするためでした。つまり、このお触れはただの儉約令ではなく、身分による違いを強調することで、人々に身分の違いを改めて認識させるために出されたものだったのです。

百姓たちとの分け隔てを強めることで、乱れている身分制度を維持し、儉約に努めさせるためでした。

この特別の触書は、名主から福里村の世話役の市介じいさんに、「お前たちの身分を考
えて、素直にお触れを受けるように。もし嫌がったり、お上に逆らうようなことがあったりし
たら、牢にぶちこむから、そのつもりで…。」との脅しとともに伝えられました。また、認め
の判をつくようにと迫られてもいました。

村ではすぐに寄合がもたれ、世話役がこの特別の触書を読み上げました。

「なしてわしだけが、こがいなお触れを受けにあいけんのなら。わしらあ百姓と同じ
ように働いて、同じように年貢を納めとんじゃ。いや、百姓よりもっと働いとるで。
百姓のために水の番をしたり、みんなが気持ちよう旅ができるように街道の掃除をしたり
しよんじゃ。そのうえ、百姓が投げ出した田んぼをわしらが引き受けて米を作りよんじゃ。
そがいまでして年貢を納めよるわしらが、なして、こがいなひどいお触れを受けにやいけん
のなら。」

村の人たちは憤りとともに、口々に反対の意見を述べました。市介じいさんも、同じ気
持ちでしたが、名主に脅されていたので、黙って聞くしかありませんでした。

そのころ、岡山藩には、53の差別されていた村がありました。53の村すべてに、同じお触
れがださされていました。そして、福里村と同じように、多くの村で寄合がもたれ、どの村も
怒りの声が上がっていました。

(2) 団結へ

そのころは、幕府や藩の命令は絶対で、逆らうと首を切られるなど、命令に反対するには
大変な勇気があることでした。まして取り消しを求めるなどほとんど不可能なことだと考
えられていました。

多くの村での話し合いは混乱しました。名主に脅されて一人で悩み苦しんでいる世話役もい
ました。

こうしたなか、53の村の総寄合がもたれることになりました。

総寄合では、触書に対する憤りはみな同じでしたが、ではどうすればいいかとなると意
見が分かれしました。

「お触れは受けとない。けどなあ、こがい話しても、一人ひとり役人に呼ばれて拷問で
もされたら、結局、受けるようになるんじゃないか。」

「ここはとにかく判を押しといたほうがええんじゃないか。判を押しとあと、わしらがつ
らい思いをしとるところをみてもろうて、それから殿様に訴えたらどうじゃるか。」

「こがいなお触れをだまっておれるか。何が渋染じゃ？何が藍染じゃ？下駄がどうの、傘
がどうの…。そがいなことをいちいち人に指図してもらわんでもええ。わしらも、百姓も、
町人も侍もみんなおんな人間じゃあいうことじゃ。そのことを、お上にわからさにやあい
けんということじゃ。」

なかなか意見が合わず、総寄合は三回、四回と開かれました。総寄合に出た人は、自分の
村に帰って村人たちに伝え、皆の意見を聞き、再度総寄合で意見を持ち寄るということを繰
り返しました。

話し尽くした53村の民衆は、新しい触書に判を押しさないことにしました。そして、判を
押しせずに、触書を取り消す嘆願運動を起こすことにしました。

今のように、車や電話のない時代のことです。まして、お上に知られてはならない秘密のことがらです。短い日数の間に、東西数十キロもある藩内の村々が互いに連絡を取り合ったり、集まったりすることは、今では想像もできないほど大変なことでした。しかし、人々は力を合わせ、知恵を出し合い、みんなの願いを一つの嘆願書にまとめたのです。

嘆願の内容は

一、われわれは、百姓と同じように年貢を納めており、百姓と違うところは少しもない。だから、特別な差別をされる理由はない。

一、お上の仕事は、人々を幸せにするのが役目と聞いている。今度のお触は、そのことに反している。

一、このようなお触れを受けたなら、われわれは働く元気をなくしてしまう。

田んぼも畑も荒れてしまうだろう。そのことは年貢が少なくなることであり、お互いに迷惑である。従って、今度のお触れはお取消し願いたい。

といったものでした。

嘆願書を、奉行所に差し出しました。2月18日のことでした。

53村の人々は、自分たちの力を寄せ合って作った嘆願書に大きな期待を寄せました。14年前に同じようなお触れが出されたときも、同じように嘆願を出して闘い、自分たちの要求を通すことができたからです。

(3) 嘆願書が返される

しかし、嘆願書の返事はなかなか来ませんでした。その間も、名主たちは村の世話役を呼びつけ、触書を認めて判を押すよう、しつこく迫りました。しかし、53村の人々は、嘆願書の返事が来るまではと、頑張り続けました。

4月6日…嘆願書が突き返されました。嘆願書を出してから50日ほどのことでした。嘆願書に寄せる期待が大きかっただけに、部落の人々の失望は大きいものでした。

嘆願書が返されたと知った名主たちは連日、村の世話役を呼び出し、判を押すよう強く迫り、6つの村が判を押してしまいました。

(4) 再び団結へ

53の村々に大きな危機が迫っていました。このままではつぶされていく…。

53村の人々は、再び総寄合をもち、判を押させる脅しに負けないよう近くの村どうしても助け合おうと誓い合いました。

ところが、その2日後でした。国守村と竹田村の世話役2名が名主に呼ばれたまま戻らないという事件が起こりました。知らせを聞いた人々はすぐに駆け付けましたが、2名は拷問道具で脅され、判を押してしまっていました。国守村と竹田村は、嘆願運動の先頭を切っていた村だけに、多くの人々が絶望し、肩を落としました。

その夜、人々は神下村に集まり、今後のことを話し合いました。

「やがてわしらも、一人ひとり拷問で脅されるじゃろう。しかし、どがいなことがあっても、あのお触れだけは認めるわけにいかん。こうなったからには、みんなで村を捨てて、姫路や大阪に逃げようじゃないか。」

そんな声も聞かれました。しかし、ある若者が、

「みなさん、ここで逃げてもわしらの暮らしがよくなるとはかぎらん。いや、今よりもっとつらい思いをするにきまつてる。そんな思いをするぐらいなら、村におつてもっと頑張ろう。邑久郡の虫明様（岡山藩の筆頭家老伊木忠澄）にみんなで訴えよう。強訴（集団になって自分たちの要求を訴えること）じゃ。強訴は命がけじゃ。これよりほかに方法はない。村を捨てる気持ちがあるんなら、できるで…。」

強訴先に伊木を選んだのは、伊木は、御触書を出した他の家老たちと対立していて、伊木なら自分たちの願いを聞きとげてくれるのではないかと考えたからです。

人々はざわめきました。反対の声、賛成の声が飛び交いました。ただ、この時代、いくら正当な強訴であっても、強訴に関わった人には命に関わるほどの厳しい罰があり、強訴に踏み切るには相当の覚悟がいりました。それでも、少しずつ強訴に賛成する者が増え、朝陽が昇るころには強訴が誓い合われていました。長い間差別に苦しめられてきた人々の心は、再び一つに結ばれていました。

(5) 差別をなくす闘い

6月13日の夜明け、53村の人々は八日市の吉井河原に集まりました。15歳から60歳までの男性、およそ千数百人でした。

人々は、邑久郡虫明にある、岡山藩筆頭家老の伊木忠澄の陣屋を目指しました。妻や子ども、親に別れを告げ、死を覚悟した白装束に身を包んでいました。途中、藩の役人や侍が何度も現れ、強訴隊を呼び止めようとしてきました。しかし、人々の決意はゆるぎませんでした。

強訴隊は虫明の前にして、八反峠で一夜を明かし、いよいよ伊木忠澄の陣屋に進もうとしたとき、大砲や鉄砲、槍などで武装した数百人の軍勢に取り囲まれているのに気づきました。峠の上から強訴隊を狙っていたのです。

人々は、たじろぐことはありませんでしたが、歩を進めれば軍勢が襲いかかってきます。人々は何も武器をもっていない。何時間も何時間も強訴隊と軍勢のにらみあいが続きました。その間に、伊木の軍勢の中から話合いが求められましたが、お触れを取り消す確証が得られなかったため、話合いに応ずることはありませんでした。

伊木の陣屋を目指して突き進むしかない。決死の覚悟で強訴隊は歩き出しました。伊木の鉄砲隊が一步前に進み出て、強訴隊に向け、鉄砲をかまえ、火縄に火がつけられました。

強訴隊は足を止め、再びにらみ合うことになり、にらみ合いは深夜におよびました。やがて、伊木軍から使いが送られてきました。

「お前たちの願いを御家老に届けよう。この件に詳しい者を来させなさい。」

強訴隊から8名の者が名乗りを挙げました。そして、死を覚悟して伊木の陣屋に向かいました。

伊木家の責任者の前に連れて行かれた8名は、これまでのいきさつ、嘆願書に込められた村人の思い、嘆願書が突き返されたこと、名主などに脅されたことなどを話しました。

さらに、自分たちの訴えを実現してほしいと嘆願書を差し出しました。その結果、

「お前たちの願いは確かに聞き届けた。この嘆願書は必ず殿（伊木忠澄）にとりつぐ。」との約束を得ることができました。こうして、力を合わせ、命をかけた闘いはついに成功を収めました。

後日、嘆願書は岡山のお城に届けられ、家老たちが協議しました。そして、8月1日、嘆願の代表者が、虫明に呼び出され、「村役人の顔を立てて、判だけは押すように。嘆願の内容については聞きとげてやろう。」と言い渡されました。こうして「別段御触書」を強制されることなく、差別されていた人々が汚染めの着物を着ることはありませんでした。

(6) 勝利と尊い犠牲

しかし、強訴はこれだけで終わらなかったのです。

禁じられた強訴を起こしたことで藩は主だった人を次々と呼び出し、厳しい取り調べを始めました。そして、1年後の1857年5月6日、とうとう代表者とされた12名に牢獄に入れる判決を言い渡したのです。その中には23歳の若者から70歳の老人までいました。夏の暑さ、冬の寒さだけでなく、不衛生で病気がはやりやすいなど、当時の牢獄はとても人間が生活するようなどころではありませんでした。食べ物も村人たちの支援はあったものの、生命を維持するには足りない量でした。牢獄の厳しい生活環境と取り調べのため、人々は体をこわし、次々に6名が命を落としていきました。

このままでは全員が亡くなってしまうと思った人々は、仲間を救い出すため、知恵を絞り新たな闘いを起こします。藩主である池田家の菩提寺（先祖代々の位牌を守るお寺）である曹源寺の和尚に働きかけて嘆願運動を続けたのです。その結果、6名が釈放されました。2年もの間、堪え忍び、牢獄から生きて出ることができたのです。もう生きて帰ることはないと思っていた人々が生還したことは奇跡的なことでした。でもみんな、歩くことも困難なほど、体をこわしていました。

釈放された一人、良平は長い牢獄生活のため、しばらくして亡くなります。その良平の墓は村々を見下ろす故郷の裏山の頂上近くに立っています。墓標には次のような言葉が刻まれています。「藩が私たちを差別し、人間の尊厳を奪おうとしたとき、君は憤り国家老に訴えて間違いを認めさせ、人々を救った。その功績は大きい。しかし君は出獄して故郷に戻れたが、33歳で亡くなった。故郷の誇りである君の死を惜しむ。」

(7) 汚染一揆の思いを受け継いで

「人は死んでも名前を天下に残す」という文章は、命を賭けても差別を許さないと立ち上がった人々が、自ら書き残した記録なのです。一揆から百年後に、この命を賭けた闘いを人々は「汚染一揆」と名付けて呼ぶようになりました。これは、今を生きる私たちのために残された記録なのではないでしょうか。

しづめいっ き たたか きべつ ひとびと にんげん そんげん ししゅ たたか みぶん きべつ
汚染一揆の闘いは、差別されてきた人々の人間の尊厳を死守する闘いでした。身分差別
あ まえ じだい かみ い なん したが じだい きべつ
が当たり前の時代、お上の言うことは何でも従わなければならない時代に、差別されていた
ひとびと みづか た あ しょうり
人々が自ら立ち上がり、すばらしい勝利をあげたのです。この出来事は、差別解消のため
ほうほう ひと い じだい こ わたし おし
の方法や人としてどう生きるかについて、時代を超えて私たちに教えてくれています。

ひと し なまえ てんか のこ はじ きんぶくしょうたんなん そき わたし い
「人は死んでも名前を天下に残す」で始まる『禁服訟嘆難訴記』は、私たちに生きてい
うえ なに たいせつ と げんだい い わたし しづめ
く上で、何が大切だと問いかけているのでしょうか。現代に生きる私たちにとって、「汚染
いっ き ●まな しづめいっ き ●まな
一揆を学ぶ」のではなく、「汚染一揆から学ぶ」ことが大切なのです。人間の尊厳をかけて
しづめいっ き たたか ぬ ひとびと い かた とお じぶん い かた ふ かえ
汚染一揆を闘い抜いた人々の生き方を通して、あらためて自分の生き方を振り返ってみま
よう。

1 「渋染一揆」の歴史的経緯

「渋染一揆」の歴史的経緯について、まとめてみたい。「渋染一揆」の闘いは、嘆願・強訴・助命の三つの段階で闘争（運動）が行われている。まず第1段階が、百姓に「儉約令」が出され、差別されていた人々に「別段御触書」が出される。**この「別段御触書」を撤回してもらうために「嘆願書」を出そうとする嘆願闘争が第1段階である。**

強訴への方向転換 第2段階は強訴の時期

竹田・国守村の脱落によって嘆願闘争の挫折を感じた人々が、神下村に集まり「逃散」の線で話し合いを進めていたとき、若干28歳の若者、福里村の弥市（友三郎）が次のように発言した。「最の御談なれども、逃散致し御他領え願達せば、御国の御外聞にも拘はらん、左する恐あるべき哉。それよりも、当国の邑久郡虫明様え願出て如何や」と。つまり「虫明様」（邑久郡邑久町虫明に陣屋をかまえ、知行3万2千石の岡山藩筆頭家老伊木若狭）への「強訴」の方が得策であると提案したわけである。弥市の提案に賛成した人々は、神下村を中心に「強訴」へと戦略を転換していく。この強訴戦術が具体化するが5月28日頃で、ここから伊木若狭に嘆願書を受け取ってもらい、**評定により調印はしても御触書の内容を強制はしないという事実上の空文化によって強訴が成功するまでが第2段階である。通常「渋染一揆」の授業あるいは副読本はほとんどこの段階で終わり、または最初の嘆願運動の時期、それから強訴の時期で終わる。**

第3段階は助命嘆願の闘争

ここで授業を終わるとどうなるか？生徒の感想は「成功したんだ。よかったね」で終わってしまう。まるでハッピーエンドで終わる物語である。実際はその後、一揆の指導者を見つけ出す厳しい探索と取り調べが続けられ、ついに12名の者が牢屋に入れる。牢屋に入った仲間たちをどうするか。村全体で犠牲となった獄中の者への見舞いとして米や大豆など食糧、衣類を差入れ、残された家族にも品物や銀札を送っていた。しかし、次々と冷たい骸となって村に戻ってくる獄死者を見るにつけ、早期赦免を求める声が村の中に広がっていった。そして、村役人、庄屋、目明かしに嘆願して赦免の願いを届けてもらい、さらには藩主池田家の菩提寺である曹源寺の住職からも嘆願書を差し出してもらっている。つまり獄中の仲間を助けようと、彼らの赦免を嘆願する運動を起こしている。そして、まだ赦免する気持ちのなかった藩側が、わずか2年余りで生き残った全員（獄死者以外の6名）を釈放した。この期間が、7月10日から翌年の6月14日までである。これを助命嘆願闘争の時期と考える。**このように3段階で「渋染一揆」は捉えたい。**

2 「嘆願書」に込められた差別されていた人々の思い

当時の人々は何を差別と捉えていたのか？現代の我々は、差別を「見下す・蔑む」あるいは「仲間はずし・排斥・排除する」と考えているが、江戸時代の人々も同様に認識していたのか？「渋染一揆」の原典史料である『禁服訟歎難訴記』と『屑者重宝記』に記載されている「嘆願書」に、彼らが「差別」をどのように認識していたかを伺わせる表現がある。この二冊の中に「差別」という言葉は一言も記述されていないが、「差別」を意味していると文意から判断できる表現は「隔」・「指別」の二つである。この二つの言葉はともに「分け隔て」（「隔」とは、さえぎるもの・仕切り・差異・相違、「指別」とは、枝分かれ・物事がいくつかに分かれること）ということの意味する。

このことから、**江戸時代の差別されていた人たちは、「分け隔て」である「排除」を差別と捉えていることがわかる。**つまり彼らは百姓と「分け隔てられる」ことを差別と認識している。「百姓と分け隔てをなさっては」という表現は、何を意味しているのか。一つは、百姓と同じように農業に従事して年貢を納めている、だから我々は百姓であるという自負心。そしてこの思いを具現化させよう、認めさせようとする意識と行動、すなわち平人化への願い、平人化行動としての

百姓化であると考えている。もう一つは、「渋染・藍染の服を着ろ」ということは、その服を着る人間と着ないでもよい人間が「分け隔てられる」ということ、身分の明確化である。つまり、彼らにとっての願いは「平人化」であり「百姓化」であってその延長上に脱賤化がある。彼らは「別段御触書」を自分たちの願いや今までの努力を奪うものであると認識したからこそ激しく抵抗したのである。

彼らは「渋染の着物」や「渋染の色」を問題としたのではなくその強要が身分の明確化に結びつき、自分たちの願いである平人化行動を妨げることを問題と考えたのだと私は思っている。この意味で江戸時代の「差別」は「排除」であると理解すべきである。

3 「渋染一揆」から学ぶ視点

『禁服訟歎難訴記』の冒頭に「狐や狸は死んで肉が腐っても皮を残してさまさまの御代の着物にする。人は死んでその遺骸が腐るといっても、名前を天下に顕かにする」という一文がある。この言葉は何を意味しているのか。私は、自分たちが闘った「渋染一揆」への誇りだと思う。自らの闘いと生き様に誇りをもち、誇りをもって一揆の記録を子孫に書き残したのだと思う。そして、この闘いの先、いつの日か百姓と同じ扱いを受ける日を目指して日々の生活を生き抜いていくことを、子孫に託していると思う。私は、人間の尊厳（差別を見抜く力）、したたかさ（学問の力）、連帯と団結力、行動力などが「渋染一揆」の底流を流れていたと確信している。今を生きる私たちが、これらの力を身に付けているかを考え、「渋染一揆」から人としての生き方を学んでいきたい。

4 指導計画

学習計画〈全3時間〉

- (1) 「渋染一揆」が起こった時代背景（1時間）
- (2) 嘆願闘争から強訴の実行（1時間）
- (3) 助命嘆願の闘争（1時間）

5 展開

嘆願闘争から強訴の実行（2／3時間）

目標

- ① 「嘆願書」に込めた差別されていた人々の身分解放への思いを感じ取らせると同時に、人々の学問の高さに気づかせる。
- ② 差別されていた人々の、日頃から自分たちの暮らしを高め、差別に抵抗し、百姓と同等の権利を求めた生き方こそ、差別との闘いであったことを理解させる。

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援と留意点
1 資料「(1) 儉約令が出される」を読む。	○ なぜ、差別されていた人々にだけ別段御触書が追加されたのだろうか。 ・ 差別されていた人々が一目で分かるようにするためだった。 ・ 人々に身分の違いを改めて認識させるため。 ・ 乱れている身分制度を維持し、儉約に努めさせるため。	・ 別段御触書が、百姓や町人に対して出された御触書と比較して、一目で区別できる不合理な内容であることをとらえさせる。
2 資料「(2) 団結	○ 嘆願書には、差別されていた人々の	・ 人々がもつとも言い

<p>へ」を読む。</p> <p>3 資料「(3) 嘆願書が返される」「(4) 再び団結へ」を読む。</p>	<p>どのような思いが込められているでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百姓とは違うところは少しもない。だから、特別に差別される理由はない。 ・自分たちも百姓も町人も武士も同じ人間である。 ・この御触書を認めてしまうと、自分たちは幸せにならない。 <p>○ 差別されていた人々が命懸けで強訴に立ち上がった理由を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで逃げても今よりきつとつらい思いをするから、ここで立ち上がらなければならない。 ・ここで差別を認めてしまうと、子孫の代まで差別を残してしまう。 ・差別を認めてしまうと、未来への希望が奪われてしまう。 	<p>たかったことは何かを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて短い期間に嘆願書をまとめた事実から、差別されていた人々が高い学力を身に付けていたことに気づかせる。 ・別段御触書は、差別されていた人たちが、百姓と同じように年貢を納めてきたというこれまでの努力を否定し、未来への希望を奪うものだと認識したからこそ、強訴に立ち上がったということを理解させる。
<p>4 資料「(5) 差別をなくす闘い」を読む。</p>	<p>○ 強訴が、成功した要因にどのようなものがあるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別は絶対に認めないという信念 ・差別されていた人々の団結力 ・強訴に立ち上がった勇気 ・伊木忠澄に嘆願書を出した作戦 ・知恵を出し合い、みんなの願いを一つの嘆願書にまとめた学問の力 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消のためには、人としての誇り（差別を見抜く力）、したたかさ（学問の力）、連帯と団結力、行動等が重要であることに気づかせる。

助命嘆願の闘争（3／3時間）

目標

- ① 助命嘆願闘争の存在を知るとともに、人々の仲間を思いやる気持ちや生き方に共感させる。
- ② 渋染一揆を闘った人々の思いにふれ、その精神を今に生きる自分たちはどのように受け継いでいくかを考える。

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援と留意点
<p>1 資料「(6) 勝利と尊い犠牲」を読む。</p>	<p>○ 人々は、どのような思いで釈放された6名を迎えたのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6名を牢獄で死なせてしまって、申し訳ない。 ・自分たちの代わりに2年間も牢獄に入られていて、本当に苦勞をかけた。 ・もっと早く、助けたかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「渋染一揆」が、ただのハッピーエンドで終わる物語ではなく、尊い犠牲の上に成功を勝ち取ったものであることを理解させる。

<p>2 資料「(7) 渋染一揆の思いを受け継いで」を読んで、「渋染一揆」を闘った人々の思いを見つめ直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・何も間違っただけをしていないから、6名は釈放された ・これでようやくすべてが終わった。 <p>○ 良平の墓標に「藩が私たちを差別し、人間の尊厳を奪おうとしたとき、君は憤り国家老に訴えて間違いを認めさせ、人々を救った。その功績は大きい。しかし君は出獄して故郷に戻れたが、33歳で亡くなった。故郷の誇りである君の死を惜しむ。」と刻んだ村人の思いとは、どのようなものだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一揆を闘った人への尊敬と感謝の念 ・人間の尊厳を守ったことへの誇り ・正しいことをしたという自信 ・この出来事を子孫に伝えたい <p>○ 『禁服訟嘆難訴記』の冒頭に「人は死んでも名前を天下に残す」と記しているが、「名前」以上に残したかったものをカードに書いてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳 ・信念と誇り ・自分たちの生きざま ・差別を認めなかったという事実 ・差別解消への強い願い ・絶対に差別を認めない強い心 <p>○ 自分のカードと友だちのカードを合わせ、その中から3枚を選び、自分にとって大切なものをランキングして、その理由を発表する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・獄中の仲間を助け出したいという互いを思いやる精神に共感させる。 ・人々が「渋染一揆」を闘った人々に対して、敬意と感謝、誇りを持っていることを理解させる。 <p>・「渋染一揆」を闘った人々は、「名前」以上の大きなものを残したが、それは何かを考えさせたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班の中でそれぞれ、自分の思いを各自が説明してみる。
<p>3 「渋染一揆」について学んだことを振り返る。</p>	<p>○ 「渋染一揆」を学び、差別を解消するためには、これからどのような力を身に付けていきたいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別を見抜く力 ・確かな学力 ・差別に負けない勇気 ・行動力や団結力 ・正しいことを正しいと主張できる力 	<ul style="list-style-type: none"> ・今を生きる自分たちは、先人の教えを受け継ぐことができているかを問いかけ、「渋染一揆」から人としての生き方を学ぶことの意義を理解させる。

※ 指導にあたっての留意事項

◎ 別段御触書が出された目的が、百姓身分と差別されていた人々の分裂支配ではなく、崩れかけている身分秩序の維持であったということを理解させる。

◎ 一揆を闘った人々の生き方に学ばせ、あらゆる差別解消に向けた展望を持たせる。